

広島県告示第八百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十六年広島県告示第二百九十号で認可した本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道

三 事業施行期間

平成三年五月三十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十六年広島県告示第二百九十号のうち、三原市下北方二丁目及び南方三丁目の一部を削除する。